令和５年度　阿賀野市立安野小学校　いじめ防止基本方針

平成２６年２月策定
令和　５年４月改定

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童などが在籍する学校に在籍していると等当該児童などと一定の人的関係ある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行わなければならない。

また、いじめの重大事態については「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が乗じた疑いがあると認めたとき」や「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めら得たとき」とし、必ず重大事態に該当するか否かの判断を、文部科学省発行の資料に準拠し、校内のいじめ防止対策委員会、または不登校対策委員会において行い、対処する。

本方針は、人権尊重の理念に基づき、阿賀野市立安野小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に策定するものである。

※「いじめ類似行為」（児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるもの を含む。)であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。）についてもあわせて対処していく。

１　いじめ防止等全体に係る内容

（１）いじめ防止のための取組

①　方針

「いじめは人間として絶対に許されない」けれども、「いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こり得る」という基本認識のもと、いじめの防止に向けて全職員が組織的計画的に取り組む。

②　具体的な取組

ア）学級経営の充実

各種アンケート、面談、児童観察を通して児童の実態を十分に把握し、一人一人のよさを生かした学級経営を行い、児童の自己肯定感を高め充実した学校生活を送らせる。

イ）学習指導の充実

日々の授業を充実させ、児童が「わかるようになった」・「できた」と意欲的に学習に取り組めるようにする。学び合う場を重視し、望ましい学習集団を形成する。

ウ）道徳教育の充実

生命の尊さを指導し、人権尊重の精神や思いやりの心を育むようにする。学校行事や体験活動と関連させながら、道徳の時間の指導を工夫し豊かな心を育む。

エ）きめ細かな生活指導の充実

あいさつ運動やソーシャルスキル教育など、社会性を育む生活指導を推進する。

オ）異学年交流の充実

縦割り班を編制し、清掃や安小タイムでの縦割り班遊びを通して、異学年交流活動を充実させ、協力したり人と関わったりする能力を高めるようにする。

カ）子どもを語る会の実施

学期１回の子どもを語る会や職員終会での情報交換を通して、児童の実態を十分把握し、全職員が共通認識のもと適切な対応ができるようにする。

キ）保護者との連携

学年学級だより、学年学級懇談会、個別懇談会、徳育だより、連絡帳を通して情報換を密にする。

③　年間計画（別紙）

（２）早期発見・早期対応の取組

①　方針

全職員が、いじめがあるかもしれないとの予測のもと「児童のわずかな変化に気付く」ことを常に念頭において指導に当たり、職員終会や日々の会話で「気付いた情報を確実に共有する」ことを励行し、生徒指導部を中心に「いじめに関する情報に基づき速やかに対応する」ことを申し合わせて実行する。

②　具体的な取組

ア）きめ細かな観察

子どもの発するサインを敏感に捉える。一瞬であったり、軽微なものであったりしても、いじめではないかと考え、当該児童の行動や人間関係などの変化を見逃さず把握する。朝学活、授業時間、休み時間、給食、清掃、帰りの学活、登下校などについて、変化を見逃さず把握する。

イ）アンケートによる実態把握

年３回の学校生活アンケートを実施する。その結果を受けて、面談を実施し一人一人の児童の思いをくみ取る。また、年２回の学校診断アンケートを実施して、保護者の見方考え方を知り、児童の実態把握の参考にする。

ウ）教職員の情報交換

子どもを語る会、職員終会など定期的に児童に関する情報を共有する。おかしい、何かあると感じた職員はすぐに声をあげる。担任に伝える。

エ）保護者・地域・関係機関との連携

児童・保護者・学校間の信頼関係を築き、児童を取り巻く環境との密接な連携を図る。家庭とは、「子どもと共に１，２，３運動」を推進し、迅速かつ誠実な対応を行う。地域、関係機関からの情報が速やかに伝わるよう、顔が分かる関係を継続発展させる。ＰＴＡ校外指導部、安小の子どもを守る会、若葉町・停２パトロール会、子ども 110 番の家、子どもの心とからだの相談室、市教委、市社会福祉課、市子ども包括支援センター等とも連携する。

オ）いじめ対策委員会の設置

いじめに関する相談や情報があれば、速やかにいじめ対策委員会を設置する。校長・教頭・教務主任・生活指導主任・学級担任・学年主任、その他必要な職員によって構成する。いじめの事実関係を正確に把握する。今後の対応と役割分担を明確にする。全職員に周知し、全校体制で取り組む。

カ）緊急対応

いじめ対策委員会で決定した事項を速やかに実施する。いじめをやめさせる。いじめられた児童の安全を確保し、児童や保護者の全面的な支援（心のケア）を行う。いじめを行った児童の指導とその保護者への助言を継続的に行う。

カ）支援体制の確立

機動的にいじめ対策委員会を開催し、いじめられた児童やその保護者への支援体制を組織し、役割分担に沿って実施する。

③　年間計画（別紙）

（３）いじめに対する措置

①　方針

いじめられた児童を守ることを中心に、いじめた児童・学級全体・保護者への一次対応（緊急対応）、二次対応（短期対応）、三次対応（長期対応）と、早期にかつ重層的組織的に対応し、必要に応じて関係機関と連携する。

②　具体的な取組内容

いじめられている児童へ
- ○ 事実を確認する。
- ○ つらい気持ちを受け入れ共感して心の安定を図る。
- ○ 児童を守ることを約束する。
- ○ 秘密を守ることを約束する。
- ○ 必ず解決すると約束する。
- ○ 自信をもたせる言葉かけをして、自尊感情を高める。

いじめている児童へ
- ○ 事実を確認する。（整合性）
- ○ いじめの行為をした理由、気持ち、状況を十分聞き取る。
- ○　教育的配慮をしながら、毅然とした態度で指導し、いじめの行為の悪質さやいじめられた児童の心情を認識させる。
- ○ 自分の行為を振り返らせる。

学級全体へ
- ○ 事実関係の把握を正確にかつ迅速に行う。（整合性）
- ○　いじめがあった事実を伝え、はやし立てたり、傍観したりする行為もいじめに荷担していることを認識させる。
- ○ いじめは絶対に許されないことを認識させる。

学級担任・学年主任・生活指導主任

早期に対応　**いじめ対策委員会**　連携して対応

校長・教頭・教務主任

いじめられている児童の保護者へ
- ○ 発見したら、その日のうちに話し合いの場をもち、対応策を協議する。学校として、総力をあげていじめられている児童を守り抜くと伝える。
- ○ 継続して家庭との連携を取り、家庭での児童の変化に注意してもらい、どんな些細な相談でも真摯に受け止める。
- ○ 必要な場合は、緊急避難として、別室登校・保健室登校など、自宅で教職員が学習の面倒をみることも可能なことを伝える。
- ○ 心のケアなども学校が仲介できることを伝える。

いじめている児童の保護者へ
- ○ いじめの事実を伝え、いじめられる児童やその保護者のつらく悲しい気持ちを伝える。
- ○ いじめは絶対に許されない行為であり、あってはならないことと毅然とした姿勢を示す。ことの重大さを認識させ、家庭でもいじめが卑怯な行為であることを指導するよう依頼する。
- ○　いじめている児童の変容を図るため、今後の係わり方や支援の在り方などを、保護者と関係職員が一緒に考えて連携して進めていくことを確認する。
- ○ いじめられた児童の保護者に連絡をとることを依頼する。

関係機関へ
- ○ それぞれの関係機関ごとに窓口を一本化して、校長・教頭に情報が集約できるようにする。
- ○ プライバシーに配慮しつつ、連携するべき適切な関係機関を選択して、一体となって解決に取り組む。
- ○ 事案によっては、市教育委員会に連絡しながら取り組む。
- ○ 市教委のカウンセラー・心と言葉の相談室と連携する。
- ○ ＰＴＡ・学校評議員・民生委員・主任児童委員と連携する。
- ○ 市役所社会福祉課・児童相談所・警察と連携する。

③フロー図

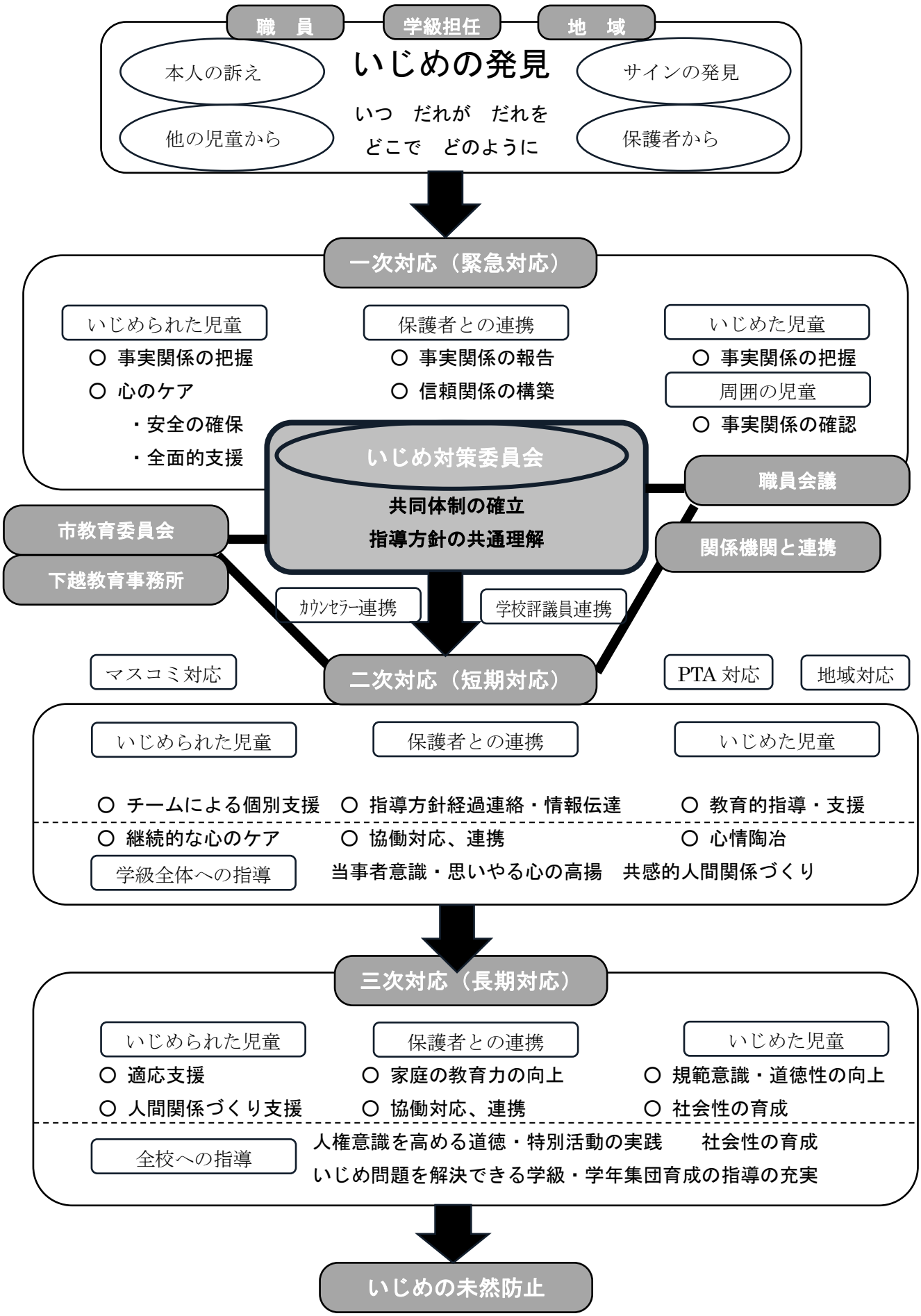
職　員
学級担任
地　域
本人の訴え
いじめの発見
サインの発見
他の児童から
いつ　だれが　だれを
どこで　どのように
保護者から
一次対応（緊急対応）
いじめられた児童
○ 事実関係の把握
○ 心のケア
・安全の確保
・全面的支援
保護者との連携
○ 事実関係の報告
○ 信頼関係の構築
いじめた児童
○ 事実関係の把握
周囲の児童
○ 事実関係の確認
いじめ対策委員会
共同体制の確立
指導方針の共通理解
職員会議
市教育委員会
下越教育事務所
関係機関と連携
ｶｳﾝｾﾗｰ連携
学校評議員連携
マスコミ対応
二次対応（短期対応）
PTA 対応
地域対応
いじめられた児童
保護者との連携
いじめた児童
○ チームによる個別支援
○ 指導方針経過連絡・情報伝達
○ 教育的指導・支援
○ 継続的な心のケア
○ 協働対応、連携
○ 心情陶冶
学級全体への指導
当事者意識・思いやる心の高揚　共感的人間関係づくり
三次対応（長期対応）
いじめられた児童
保護者との連携
いじめた児童
○ 適応支援
○ 家庭の教育力の向上
○ 規範意識・道徳性の向上
○ 人間関係づくり支援
○ 協働対応、連携
○ 社会性の育成
全校への指導
人権意識を高める道徳・特別活動の実践　社会性の育成
いじめ問題を解決できる学級・学年集団育成の指導の充実
いじめの未然防止

（４）いじめの解消について

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、「いじめの行為が止んでいること（少なくとも３か月間)」、「被害を受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと」の２つの条件を満たしている状態であり、被害者本人や保護者への面談などで心身の苦痛を感じていないかどうか確認する。いじめが解消している状態に至ったあとも日常的に注意深く観察する。

（５）教育相談体制

①　方針

児童がサインを発信したり、教師が実態把握の中で気になる情報を発見したりしたときに、速やかに児童への教育相談ができるようにする。そのためには、実態把握のアプローチを常に実施しなければならない。また、児童や保護者が気にかかることや悩みなどについて、いつでも気軽に相談できる体制を整備するとともに、学級担任、生活指導主任、管理職は、常に密接な連携を図って問題に対処する。教職員と児童、教職員と保護者、教職員集団の信頼関係の構築が鍵になることを、全職員が認識して日々の教育活動にあたる。

②　具体的な取組内容

ア）学校生活アンケートの実施

学校生活は楽しいか、今困っていることがあるか、されていやなことをしたりされたりしていないか、そういうことを見たり聞いたりしたことはないか、いじめについてどんな考えをもっているか、などについてアンケートを年 2 回実施する。アンケート結果を吟味して、気になる児童について更に情報を収集する。急を要する場合は、徳育部と管理職に報告する。アンケート結果については、数値と記述内容を PC に入力する。

イ）学校生活アンケート後の教育相談

アンケート結果を吟味して、全児童を対象に教育相談を実施する。休憩時間に実施することを原則に行う。１日に５～7 人程度を対象とする。自教室を原則とするが、特別教室も使用できる。実施期間については、徳育部が指示し、全校一斉に実施する。

ウ）家庭訪問・個別懇談会の実施

全保護者を対象に家庭訪問・個別懇談会を実施する。学校生活の様子を知らせたり、家庭生活の様子を聞いたりする。学校生活アンケート結果など収集した情報を用意しておく。情報交換した上で、家庭と学校が協力して児童を指導・支援していくことを申し合わせる。実施期間については、教務主任が指示し、全校一斉に実施する。

エ）Q―U テストの実施

徳育部が実施について指示する。気になる児童をチェックして、教育相談に生かすようにする。実施後は徳育部が業者に渡して、コンピューター診断をする。夏季休業時に研修会を実施し、よりよい学級経営について協議する。

オ）機動的な教育相談の実施

いつでも、だれでも、どんな方法でも、学校は常に開いていることを保護者や児童に伝える。電話・児童の連絡帳・個別面談などを通して、児童や保護者のサインを受け止める。

カ）教職員のカウンセリングマインドの対応

一般的にいじめは表面に出にくい。隠れたところで進行しやすい。また、いじめられている

児童も、表面に出しづらい。普段の児童の表情・態度・言葉遣いなどに気を配り、声をかけて児童の心情を共感的に受け止め信頼関係を醸成する。

③　年間計画　（別紙）

（６）生徒指導体制

①　方針

安野小学校の生徒指導上の課題は、「お互いに相手のいやがることをせず、仲良く過ごす」という意識を高めることである。それには、「自分がされていやなことは決してしないこと」や「相手のことを思いやり、温かい心で接し、親切にする」指導を重点的に実施する。様々な体験的活動を通して、望ましい人間関係が形成できるように支援する。

②　具体的な取組内容

ア）徳育部会における心の教育活動の計画、運営、評価、改善
イ）月別生活指導（あいさつ運動、廊下歩行指導、いじめ防止指導、人権教育）
ウ）学校生活アンケート調査・面談
エ）徳育だより
オ）Ｑ－Ｕテスト
カ）子どもを語る会の実施
キ）特別活動や体験的活動に関連させて、道徳や学級活動の実施を指示（学期２回）
ク）異学年交流活動の実施（縦割り班活動・発表朝会を担当した学年へのメッセージ）
ケ）いじめ防止月間・人権教育強調月間の取組
コ）学校生活への適応指導
サ）長期休業事前事後の生活指導
シ）メディアリテラシーに関する学習及び保護者との共通理解

（７）校内研修

①　方針

「いじめは人間として絶対に許されない」けれども、「いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こり得る」という基本認識のもと、全職員がいじめ防止の研修会に主体的に取り組む。早期発見や未然防止のために、児童理解や学級経営に関する研修会も定期的に実施する。

②　具体的な取組内容

ア）いじめ問題についての事例研修会（年度始め）
イ）いじめ防止・いじめの起きない学級学校作りのための職員研修会（１学期）
ウ）人権教育研修会・特別支援教育研修会（夏季休業中）
エ）子どもを語る会（夏季・冬季休業中）
オ）Ｑ－Ｕテストに関わる学級経営研修会（夏季・冬季休業中）

③　年間計画　（別紙）

（８）点検・見直し

①　方針

いじめ防止等全体の取組内容を全校体制で確実に実施し、学校評価による点検を通して課題を明確にし、全職員の協議により取組の改善を図る。

②　具体的な取組内容

ア）月例の教育課程：徳育部会における点検・見直し（必要において臨時の生活指導部会を実施）

イ）月例の教育課程評価委員会における点検・見直し

ウ）年２回の学校診断アンケートの実施

学校評価の取組として、学校の教育活動の全般についてチェックする。１学期末と２学期末に実施し、児童評価・保護者評価・職員評価の３つを実施する。全て記名式とする。教務主任が集約し、問題点を洗い出し、研修会を開催して学校の教育活動を点検する。結果や改善することは、学校便りで全家庭に伝える。

エ）学校評価会議における点検・見直し

オ）学校関係者評価委員会における点検・見直し

年２回定期的に実施している学校関係者評価委員会には、学校評議員、地域の有識者、必要に応じて専門家を招聘して実施する。学校の取組を説明報告し、参加者から評価、点検、助言をしていただく。それらの提言をもとに、いじめの防止等全体に係る内容を見直して改善していく。

③　年間計画　（別紙）

２　いじめ防止等の対策のための組織　（別紙）

３　付記

平成２６年２月　策定
平成２９年４月　改定
平成３１年４月　改定
令和　２年１月　改定
令和　３年５月　改定
令和　４年４月　改定
令和　５年４月　改定